

◎新潟県告示第179号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する第52条第1項の規定により、高橋寅夫ほか10名から申請のあった換地計画について、同法第96条において準用する第52条の2第1項の規定により適当と決定したので、平成25年2月18日から平成25年3月15日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年2月15日

新潟県十日町地域振興局長

事業主体の 所在・名称	地区名 (換地区名)	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
津南町 高橋 寅夫 ほか10名	太田新田猫屋敷	区画整理（非補 助）	換地計画書 の写し	津南町役場

- 1 この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に新潟県十日町地域振興局長に申し出ることができる。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。